

奈良県告示第五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、治道南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和五年五月十九日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	橋下 勝彦	大和郡山市横田町七三四―二
〃	奥 修	〃 〃 二七―一
〃	岡田 清治	〃 〃 一二六九
〃	仲井 房孝	〃 〃 八二三―一
〃	奥山 正	〃 〃 八三七
〃	浅井 宏章	〃 〃 櫛枝町一九
〃	西田 昭男	〃 〃 五
〃	中田 宜伸	〃 〃 伊豆七条町二一七
〃	矢邊 滋之	〃 〃 四八―四
〃	乾 貞夫	〃 〃 新庄町二三五
〃	植村 卓司	〃 〃 横田町一〇一―一
監事	浅井 博明	〃 〃 新庄町三二六―二
〃	茶谷 勉	〃 〃 横田町八八三
〃	北田 洋一	〃 〃 伊豆七条町二〇八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥 修	大和郡山市横田町二七―一
〃	奥 隆至	〃 〃 八四六
〃	乾 貞夫	〃 〃 新庄町二三五
〃	岡田 清治	〃 〃 横田町一二六九
〃	福田 勝己	〃 〃 一二八一
〃	奥家 美徳	〃 〃 八二八
〃	浅井 宏章	〃 〃 櫛枝町一九
〃	西田 昭男	〃 〃 五

〃	〃	監事	〃	〃	〃
辻 敏弘	茶谷 勉	浅井 博明	植村 卓司	榎本 廣一	中田 宜伸
〃	〃	〃	〃	〃	〃
伊豆七条町六七	横田町八八三	新庄町三二六―二	横田町一〇一―一	〃 二三四	伊豆七条町二一七